

災害時等におけるタクシーによる人員等の輸送に関する 協定を締結しました！

～災害時の被害状況調査に伴う輸送業務にご協力頂きます～

建築局では、災害時の宅地や建物の被害状況調査を実施します。

調査には、市の職員や判定士等の移動手段を確保することが必要であり、災害時等におけるタクシーによる人員等の輸送にご協力いただくことを目的に、神奈川県タクシー協会横浜支部と協定を結びます。

◆協定の概要

《協定名称》

災害時等におけるタクシーによる人員等の輸送に関する協定書

《協定締結日》

令和3年3月30日（火）

《協定締結先》

神奈川県タクシー協会横浜支部 支部長 太田 宏 氏
神奈川県横浜市中区日ノ出町2丁目130番地

《協定締結期間》

令和3年4月1日から令和4年3月末まで
（両者同意にもとづき以降1年毎に更新）

《協力要請内容》

- （1） 建築調査班・宅地調査班等の災害対応に関する本市職員の輸送業務
- （2） 他都市応援判定士、民間ボランティア判定士の輸送業務
- （3） その他横浜市が必要とするタクシーによる支援業務

横浜市建築局からの協力要請に対し、タクシー協会に協力頂き配車手配を一括して行っていただくものになります。

※協定の詳細については、別紙をご覧ください。



お問合せ先	
建築局建築防災課長	加藤 暢一 Tel 045- 671-3592